

(証券コード7836)
2025年6月12日
(電子提供措置の開始日 2025年6月5日)

株 主 各 位

神奈川県横浜市中区弁天通6-85
アビックス株式会社
代表取締役社長 岩切敏晃

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第36回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://avix.co.jp>

上記ウェブサイトアクセスして「投資家情報」「株主総会」を順に選択の上、ご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市中区新港2-1-1
ナビオス横浜 2階 会議室カナル
3. 目的事項
報告事項
 1. 第36期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査等委員会の第36期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第2号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善、インバウンド需要の拡大などにより緩やかな回復基調となりました。しかしながら、エネルギー、原材料の価格高騰、不安定な海外情勢や為替相場、更に足元では米国における関税引き上げ等の影響により依然として先行き不透明な状況が続いております。また広告業界においては、株式会社電通が2025年2月に発表した「2024年日本の広告費」によると、2024年（1～12月）の日本の総広告費は7兆6,730億円（前年比4.9%増）と好調な企業収益や消費意欲の活発化、世界的なイベント、インバウンド需要の高まりなどに支えられ、3年連続で過去最高を更新しました。その中でも、インターネット広告費は3兆6,517億円（同9.6%増）と社会のデジタル化を背景に継続して成長し、広告市場全体を牽引しました。

このような経済環境に加え、当社にとって影響の大きいデジタルサイネージマーケットの拡大に伴い、競合増加による価格競争の影響がありましたが、当社グループは、「デジタルサイネージ業界No. 1」を掲げ、引き続き積極的な拡大策を展開してまいりました。新たなラインナップを調達、徹底した品質管理をベースにデジタルマーケティングによる案件の増加を実現し、代理店との連携強化による案件獲得も増加いたしました。

当連結会計年度におけるセグメントごとの業績は以下のとおりです。

① デジタルサイネージ関連事業

デジタルサイネージ関連事業は3部門あり、機器リース部門では主にデジタルサイネージのリース、運営部門ではデジタルサイネージ向けを中心とした販促支援サービス（コンテンツ配信等のソフト面でのサービスやメンテナンスの他、新たな販促支援サービス）の提供、情報機器部門ではデジタルサイネージの製造・販売を行っております。

機器リース部門、運営部門につきましては、リースや月額利用料の契約といったサブスクリプションサービスであることから、契約の増加が安定

的な収益につながっております。特に、CMS（コンテンツマネジメントシステム）「DiSi cloud」は堅調に推移しており、契約数、売上ともに増加いたしました。今後も「DiSi cloud」を軸とし、AIサイネージソリューション等を連携したデジタルプラットフォーム「MiRAI PORT」を積極的に展開してまいります。

情報機器部門につきましては、大手商業施設や自動車ディーラー、オフィスエントランス、シネコンなど多様な業界での案件を受注しており、今後もさらに展開してまいります。

以上の結果、デジタルサイネージ関連事業は売上高4,169,854千円（前年同期比15.8%増）、セグメント利益256,414千円（前年同期比153.2%増）となりました。

② Value creating事業

デジタルプロモーション株式会社が運営するValue creating事業につきましては、自ら運営するハイパーローカルメディア「タウンビジョン」や地元密着の記者、各種SNSサービスの活用やターゲットユーザーに響くコンテンツ（記事、動画）制作により、地域での企業のPR、ファン作り、集客からブランディング、また地方自治体の魅力あるコンテンツ開発など地域に係るエリアファンマーケティング（地域密着型マーケティング）を行っております。当事業はサブスクリプションモデルの事業が中心となっていることもあり、前期に引き続き安定的に売上を計上することができております。

以上の結果、Value creating事業は、売上高177,281千円（前年同期比40.8%増）、セグメント利益15,843千円（前年同期比211.0%増）となりました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高4,347,136千円（前年同期比16.6%増）、営業利益268,807千円（前年同期比152.7%増）、経常利益244,920千円（前年同期比133.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益181,617千円（前年同期比126.0%増）となりました。

報告セグメントごとの売上高

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		調整額 (注)	合計
	デジタル サイネージ関連	Value creating		
売上高				
外部顧客への売上高	3,601,514	125,867	—	3,727,381
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,981	1,604	△4,585	—
計	3,604,496	127,471	△4,585	3,727,381
セグメント利益	101,271	5,094	—	106,366

(注) 調整額は以下の通りであります。

セグメント売上高の調整額△4,585千円は、セグメント間取引消去によるものであります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		調整額 (注)	合計
	デジタル サイネージ関連	Value creating		
売上高				
外部顧客への売上高	4,169,854	177,281	—	4,347,136
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,269	7,510	△10,779	—
計	4,173,123	184,791	△10,779	4,347,136
セグメント利益	256,414	15,843	△3,450	268,807

(注) 調整額は以下の通りであります。

セグメント売上高の調整額△10,779千円は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、80,868千円で、その主なものは、工具、器具及び備品67,830千円です。

3. 対処すべき課題

(1) 事業領域の拡大

当社グループは、デジタルマーケティング・代理店との連携強化による大型LEDの販売強化や、サブスクリプションサービスが主となるデジタルプラットフォーム「MiRAI PORT」の拡大展開、Value creating事業の更なる成長を図ってまいります。

(2) 生産性向上

安定的に利益を計上できるよう、引き続き生産性向上に取り組んでまいります。具体的には、デジタルマーケティングによる営業効率の向上、ITを活用した全社業務の効率化や集約化といったリソースの適正配分に取り組んでまいります。

4. 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第33期	第34期	第35期	第36期
		自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売 上 高(千円)		1,797,460	3,325,662	3,727,381	4,347,136
経 常 利 益 (千円) (△ は 損 失)		△63,028	10,827	104,744	244,920
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (千円) (△ は 損 失)		△73,045	△7,785	80,365	181,617
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) (△ は 損 失)		△2.49	△0.22	2.29	5.17
総 資 産 (千円)		2,474,087	3,056,936	2,797,382	3,183,091
純 資 産 (千円)		1,481,494	1,465,256	1,554,281	1,737,298

(注) 1. 記載金額は千円未満を、1株当たり当期純利益(△は損失)は小数点第2位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。

5. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
デジタルプロモーション株式会社	千円 46,500	% 100.0	地域密着型のマーケティング事業
SS Lab.株式会社	千円 6,000	% 50.0	LEDパネルの輸入

6. 主要な事業内容

当社グループは、デジタルサイネージ関連事業、Value creating事業の2事業を主要な事業としております。

(1) デジタルサイネージ関連事業

デジタルサイネージのリース・販売、並びに販売促進を中心とした運営、メンテナンスといった、デジタルサイネージに関するサービス全般を行う事業です。

事業内容としては以下の通りです。

- ・ 機器リース部門
デジタルサイネージのリース
- ・ 運営部門
デジタルサイネージ向けを中心とした販促支援サービス
(コンテンツの配信等のソフト面でのサービスやメンテナンスの他、
新たな販促支援サービスの提供)
- ・ 情報機器部門
デジタルサイネージの製造・販売

(2) Value creating事業

デジタルプロモーション株式会社が運営するValue creating事業につきましては、自ら運営するハイパーローカルメディア「タウンビジョン」や地元密着の記者、各種SNSサービスの活用やターゲットユーザーに響くコンテンツ（記事、動画）制作により、地域での企業のPR、ファン作り、集客からブランディング、また地方自治体の魅力あるコンテンツ開発など地域に係るエリアファンマーケティング（地域密着型マーケティング）を行っております。

7. 企業集団の主要な拠点

名 称	所 在 地
本 社	神奈川県横浜市中区
デジタルプロモーション㈱	同上
S S L a b . ㈱	東京都港区新橋

8. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	44名	+7名	42歳 3ヶ月	6年 11ヶ月
女 性	14名	+2名	35歳 3ヶ月	3年 6ヶ月
合計または平均	58名	+9名	40歳 7ヶ月	6年 1ヶ月

(注) 従業員数には、臨時従業員（1名）は含まれておりません。

9. 主要な借入先

借 入 先	借入残高（千円）
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	129,100
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	122,500
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	110,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	13,425

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 普通株式／60,000,000株
2. 発行済株式の総数 普通株式／35,129,566株
3. 株主数 6,153名
4. 大株主

大株主名	持株数	持株比率
株式会社テラスホールディングス	12,403,866 ^株	35.31 [%]
山田 恭	767,200	2.18
上田八木短資株式会社	736,100	2.10
株式会社SBI証券	734,003	2.09
楽天証券株式会社	729,800	2.08
渡邊悦子	445,600	1.27
インターウォーズ株式会社	400,000	1.14
GMOクリック証券株式会社	359,500	1.02
時本豊太郎	357,000	1.02
株式会社山真コンサルティングオフィス	351,000	1.00

5. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩 切 敏 晃	営業本部本部長
取締役副社長	桐 原 威 憲	管理本部本部長
取締役（監査等委員）	山 根 正 裕	
取締役（監査等委員）	神 田 泰 行	
取締役（監査等委員）	田 原 之 恵 (旧姓：木 佐 木 之恵)	

(注1) 取締役の山根正裕氏、神田泰行氏、田原之恵氏は社外取締役であります。

(注2) 当社は重要な会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(注3) 取締役の山根正裕氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(注4) 監査等委員の山根正裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

3. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者は、当社取締役全員であります。

- ・被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料については、全額当社が負担しております。

- ・填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

4. 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

(1) 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員数
		基本報酬	業績連動報酬 等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	24,175	24,175	-	-	3名
取締役 (監査等委員)	5,160	5,160	-	-	3名
(うち社外取締役)	(5,160)	(5,160)	(-)	(-)	(3名)
合 計	29,335	29,335	-	-	6名
(うち社外取締役)	(5,160)	(5,160)	(-)	(-)	(3名)

(注1) 上記支給額のほか、2024年6月27日開催の第35回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して5百万円支給しております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役(監査等委員である取締役を除く)の金銭報酬の額は、2023年6月29日開催の第34回定時株主総会において年額270百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会最終時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は3名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2023年6月29日開催の第34回定時株主総会において年額36百万円以内と決議しております。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額4百万円以内と決議しております。当該定時株主総会最終時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、2021年2月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針(以下、「決定方針」という。)について決議いたしました。

②決定方針の内容の概要

イ. 基本方針

当社の個々の取締役の報酬の決定は、役位、担当業務、経歴等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

業務執行取締役並びに監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と賞与とする。

月例の固定報酬や賞与は、従業員の給与体系を念頭に、役位、担当業務、経歴等を総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が、その具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監督機能を担う社外取締役に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととする。

③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、2024年6月27日開催の取締役会で取締役の報酬関係について有価証券報告書およびコーポレートガバナンス報告書に記載した内容を決議しております。当該内容は、2021年2月20日開催の取締役会において決定した決定方針と実質的には同じものであり、取締役会は、決定方針に沿うものであると判断いたしました。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2024年6月27日開催の取締役会にて代表取締役社長岩切敏晃に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の年俸額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

5. 社外役員に関する事項

当事業年度における社外取締役の主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況・発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	山 根 正 裕	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席、また、当事業年度に開催された監査等委員会12回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地により、公平かつ客観的な立場から、必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	神 田 泰 行	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席、また、当事業年度に開催された監査等委員会12回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地により、公平かつ客観的な立場から、必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	田 原 之 恵 (旧姓：木佐木 之恵)	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席、また、当事業年度に開催された監査等委員会12回全てに出席し、主に出身分野である監査法人にて培われた専門的な知識と豊富なお経験、並びに会社経営に関する知見に基づき、必要な発言を適宜行っております。

IV 会計監査人の状況

1. 名称 Mooreみらい監査法人

2. 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	14百万円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

V 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、以下のとおり取締役会にて決議し、取締役および従業員がコンプライアンスの重要性を認識し、リスク管理を十分踏まえた上で、適正かつ効率的な業務運営を行うことに努めるとともに、内部統制に関する体制の整備・構築に取り組むものとしております。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は小規模組織であることからコンプライアンス専担部は設置しておりませんが、代表取締役直轄の管理本部を相談窓口とし、コンプライアンス規程並びに内部通報規程を制定しております。定期的に取り締役及び従業員を対象にコンプライアンス研修を実施し、内部通報規程についても、社内イントラに掲載し、定期的電子メールにて配信、周知させ、企業文化としての一層の定着を図ります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では原則毎月1回以上開催される取締役会のほか、取締役の職務の執行に係る情報を文書取扱規程、稟議規程等に基づき適切に保存し、管理を行っています。また、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できる態勢としています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役・本部長等で構成するリスク管理委員会を設置し、当社業務に内在するリスクの洗い出しと、リスク極小化のための具体的方策の検討を行っています。同委員会と管理本部が中心となって規程等の整備を推進しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

原則毎月1回以上の取締役会に加えて本部長・副本部長会議を随時開催して、業務全般、人事、組織等の諸問題について協議を行い、原則週1回開催される経営会議で徹底を図ることで、迅速な意思決定と業務遂行を確保しています。取締役を中心に構成する内部監査委員会では、業務の適切性のみならず効率性についてもチェックを行い、適宜アドバイスを行っています。

⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制

組織規程及び職務権限規程を明定し、権限と責任の所在を明確化しております。また、内部監査委員会の監査機能を強化し、業務が適正に遂行さ

れているかのチェックを適宜行うこととしています。

- ⑥ 当社の監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及びその従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合には、必要に応じて補助すべき従業員を指名することとしています。また、当社の監査等委員を補助する従業員に対する指揮命令権限は、その業務を補助する範囲内において監査等委員に帰属するものとし、取締役及び他の従業員は、当該従業員に対する指揮命令権限を有しません。当該従業員の人事異動、人事評価、懲戒等の人事権に係る事項の決定には、監査等委員の事前の同意を必要とするものとしています。

- ⑦ 当社の取締役及び従業員が当社の監査等委員に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制並びに監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員は、経営の重要事項を遅滞なく監査等委員に報告する一方で、監査等委員は内部統制システムや重要な意思決定のプロセス、業務の執行状況を把握するため、取締役会など重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役や従業員に対し説明を求めています。監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めない場合には、当社管理本部が監査等委員との接点になって、監査業務が実効的に行われるようサポートを行っています。

- ⑧ 子会社の業務の適正を確保するための体制

当社から役員を配置し、子会社を管理する体制としています。また、当社子会社は、業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的にグループ経営会議に報告するものとしています。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、不当な資金の提供及び便宜供与等の不当要求に対しては毅然とした態度で対応することを基本方針とします。反社会的勢力排除に向け警察、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織全体として速やかに対応できる体制の整備を行っております。なお、万一来備え、警察、顧問弁護士等の関係を強化するとともに、神奈川県企業防衛対策協議会に入会し、研修会への定期的な参加による情報の収集、社内への周知徹底に努めております。

VI 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

- ① 当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役5名で構成し、内3名の監査等委員も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しております。
- ② 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査委員会、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査委員会は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。

VII 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
流動資産	2,566,492	流動負債	1,003,136
現金及び預金	661,416	買掛金	495,293
受取手形	18,810	1年内返済予定の長期借入金	143,825
電子記録債権	299,335	リース債務	3,232
売掛金	868,068	未払法人税等	39,543
商品及び製品	323,995	賞与引当金	38,876
仕掛品	27,865	前受金	184,784
原材料	3,696	その他の他	97,581
前渡金	343,530	固定負債	442,656
その他	19,793	長期借入金	231,200
貸倒引当金	△20	繰延税金負債	43,650
固定資産	616,598	預り保証金	150,000
有形固定資産	162,162	その他の他	17,806
建物附属設備	22,164		
車両運搬具	237	負債合計	1,445,793
工具、器具及び備品	123,831		
レンタル資産	13,069	〈純資産の部〉	
リース資産	2,859	株主資本	1,729,158
無形固定資産	402,660	資本金	1,207,564
のれん	384,007	資本剰余金	615,454
その他	18,652	利益剰余金	△93,860
投資その他の資産	51,776	その他の包括利益累計額	5,252
投資有価証券	56,098	その他有価証券評価差額金	5,644
その他	20,677	繰延ヘッジ損益	△391
貸倒引当金	△25,000	非支配株主持分	2,887
資産合計	3,183,091	純資産合計	1,737,298
		負債純資産合計	3,183,091

連結損益計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,347,136
売 上 原 価		3,078,851
売 上 総 利 益		1,268,285
販売費及び一般管理費		999,477
営 業 利 益		268,807
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,656	
受 取 配 当 金	308	
為 替 差 益	56	
保 険 解 約 返 戻 金	4,720	
そ の 他	1,118	7,859
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,980	
持分法による投資損失	1,058	
貸倒引当金繰入額	25,000	
そ の 他	707	31,746
経 常 利 益		244,920
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
投資有価証券評価損	8,599	
役員退職慰労金	5,000	13,599
税金等調整前当期純利益		231,320
法人税、住民税及び事業税	35,002	
法人税等調整額	15,073	50,075
当 期 純 利 益		181,245
非支配株主に帰属する当期純損失		371
親会社株主に帰属する当期純利益		181,617

連結株主資本等変動計算書

（自 2024年4月1日
至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2024年4月1日 残 高	1,207,564	615,454	△275,477	1,547,541
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属 する当期純利益			181,617	181,617
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				
連結会計年度中の変動額合計	-	-	181,617	181,617
2025年3月31日 残 高	1,207,564	615,454	△93,860	1,729,158

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持分	純資産合計
	そ の 他 有価証券評価 差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括 利益累計額合 計		
2024年4月1日 残 高	3,088	-	3,088	3,650	1,554,281
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属 する当期純利益					181,617
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	2,555	△391	2,164	△763	1,400
連結会計年度中の変動額合計	2,555	△391	2,164	△763	183,017
2025年3月31日 残 高	5,644	△391	5,252	2,887	1,737,298

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	デジタルプロモーション株式会社 SS Lab. 株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数	1社
会社の名称	株式会社エクスポルト (2024年4月1日付で株式会社フラッグスポーツマーケ ティングより社名を変更しております。)

② 持分法の適用の手続に関する特記事項

株式会社エクスポルトは、決算日が9月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

(I) 有価証券

市場価格のない 株式等以外のもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全 部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均 法により算定）
---------------------	---

市場価格のない 株式等	移動平均法による原価法
----------------	-------------

(II) 棚卸資産

商品及び製品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性 の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
--------	--

	ただし、ロット別管理するものはロット別移動平均 法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に 基づく簿価切下げの方法により算定）
--	---

仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低 下に基づく簿価切下げの方法により算定）
-----	--

原材料	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性 の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
-----	--

② 減価償却資産の減価償却の方法

建物附属設備	建物の耐用年数に応じた償却年数とし、定額法を採用しております。ただし、2016年3月31日以前に取得したものは定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 10年
レンタル資産 (リース資産を除く)	レンタル契約期間もしくはレンタル投資回収期間を償却年数とし、レンタル契約終了時もしくは稼働年数終了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。
その他の有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法を採用しております。ただし、広告運営用として保有している資産については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 車両運搬具 6年 工具、器具及び備品 2～15年
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は、残価保証額）とする定額法を採用しております。
無形固定資産 (リース資産を除く)	自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

デジタルサイネ
ージ関連事業

デジタルサイネージ関連事業においては、主にデジタルサイネージ及び関連機器の販売及びデジタルサイネージ関連コンテンツの契約に基づくサービスの提供を行っております。履行義務に関しては、商品及び製品の納品と契約に基づくサービス提供であります。デジタルサイネージ及び関連機器の販売については、顧客が検収した時点で収益を認識しております。デジタルサイネージ関連コンテンツの契約に基づくサービスの提供については、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

取引に関する支払条件は、通常1年以内に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

なお、連結子会社が行っているデジタルサイネージ部材の輸入販売は、在庫リスクを有しておらず、代理人として取引を行っていると判断しております。したがって、取引価格を顧客から受け取る対価の額から他の事業者に支払う額を控除した純額により算定しております。

Value creating事業

Value creating事業においては、主に地域に係るエリアファンマーケティングの契約に基づくサービスの提供を行っており、履行義務は契約に基づくサービス提供であります。契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常1年以内に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

当社及び一部の連結子会社においては繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段と

ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象

ヘッジ対象：外貨建予定取引、借入金利息

ヘッジ方針

為替予約取引については、通常の営業取引に係る為替リスク回避の目的で「為替予約マニュアル」に基づき実需の範囲内で利用しております。金利スワップ取引については、資金調達に限定し、金利変動リスクを回避する目的のために利用しております。

ヘッジ有効性評価の方法 当社及び一部の連結子会社は、当初決めた有効性の評価方法を用いて、高い有効性が保たれていることを確かめております。ただし、ヘッジの有効性が高い為替予約取引及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

- ⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
のれんの償却方法及び償却期間
のれんは、7年間で均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

- ① 当連結会計年度末の連結計算書類に計上した金額
のれん 384,007千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
のれんを含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合は、減損損失の認識の要否を判定し、判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。以上の方針に従い検討した結果、当連結会計年度において、当該のれんに減損の兆候はないと判断しております。のれんの減損の兆候の有無の判定においては、主のにれんが帰属する資産グループから生じる営業損益及び将来の事業計画を用いており、将来の事業計画には成長率及び損益率といった主要な仮定が用いられております。そのため、上記仮定に変化が生じた場合には、翌年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備	8,269千円
車両運搬具	2,313千円
工具、器具及び備品	388,276千円
レンタル資産	167,784千円
リース資産	19,595千円
合計	<u>586,237千円</u>

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	35,129,566株
------	-------------

5. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にLED表示機の販売事業を行うための年間販売計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リースに係るリース債務は、主に運転資金と設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、借入金の返済期限は最長で決算日後4年、リース債務の償還日は最長で決算日後1年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用してヘッジしております。デリバティブ取引については、一部が連結子会社の営業債務に係る為替変動リスクに係るヘッジ取引を目的とした為替予約取引であり、ヘッジ会計に関しては、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項⑤ヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引権限を定めた社内規程に則り、受注前に取引先の状況を確認し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限や取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

管理部門が毎月資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額34,983千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、買掛金、リース債務、未払法人税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	21,114	21,114	-
資産計	21,114	21,114	-
(1) 長期借入金（※1）	375,025	373,957	△1,067
(2) 預り保証金	150,000	136,127	△13,872
負債計	525,025	510,085	△14,939
デリバティブ取引（※2）	783	783	-

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、合計で正味の債務となる項目については（）で示しております。

3 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	21,114	—	—	21,114
資産合計	21,114	—	—	21,114
デリバティブ取引 為替予約(※1)	—	783	—	783
負債合計	—	783	—	783

(※1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、合計で正味の債務となる項目については () で示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(※1)	—	373,957	—	373,957
預り保証金	—	136,127	—	136,127
負債合計	—	510,085	—	510,085

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

為替予約の時価は取引金融機関から提示された価格により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

預り保証金

預り保証金の時価は、期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	デジタルサイン ージ関連	Value creating	
運営	552,845	—	552,845
情報機器	3,546,645	—	3,546,645
エリアファンマーケティング	—	177,265	177,265
その他	—	16	16
顧客との契約から生じる収益	4,099,490	177,281	4,276,772
その他の収益	70,363	—	70,363
外部顧客への売上高	4,169,854	177,281	4,347,136

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）
会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(I) 顧客との取引から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び
期末残高

顧客との契約から生じた契約負債（期首残高）	109,248千円
顧客との契約から生じた契約負債（期末残高）	209,920千円

(II) 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額
109,248千円

(III) 当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動

重要な変動はありません。

(IV) 履行義務の充足の時期が通常の支払時期にどのように関連するのか並び
にそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響

商品及び製品の納品に関する取引の対価は、商品及び製品を顧客が検収した
翌月に概ね受領しております。

サービス提供に関する取引の対価は、契約条件に従い、契約期間にわたり
段階的に受領、もしくは契約開始時に一括して受領しております。

契約負債は、顧客との契約について契約条件に基づき顧客から受け取った
前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩され
ます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあた
って実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約に
ついて注記の対象に含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	49円	37銭
1株当たり当期純利益	5円	17銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
流動資産	2,287,749	流動負債	912,779
現金及び預金	467,193	買掛金	474,598
受取手形	18,810	1年内返済予定の長期借入金	143,825
電子記録債権	299,335	リース債務	3,232
売掛金	860,191	未払金	36,021
商品及び製品	330,273	未払費用	23,649
仕掛品	27,865	未払法人税等	36,702
原材料	3,696	未払消費税等	11,682
前渡金	256,071	預り金	7,144
前払費用	17,025	前受収益	24,743
その他	7,306	賞与引当金	38,876
貸倒引当金	△20	前受金	111,818
固定資産	701,604	その他	483
有形固定資産	160,687	固定負債	292,656
建物附属設備	21,656	長期借入金	231,200
車両運搬具	237	長期預り金	371
工具、器具及び備品	122,865	繰延税金負債	43,650
レンタル資産	13,069	その他	17,434
リース資産	2,859	負債合計	1,205,435
無形固定資産	397,551	〈純資産の部〉	
のれん	384,007	株主資本	1,778,273
その他	13,543	資本金	1,207,564
投資その他の資産	143,365	資本剰余金	629,721
投資有価証券	46,987	資本準備金	629,721
関係会社株式	100,970	利益剰余金	△59,012
差入保証金	20,407	その他利益剰余金	△59,012
貸倒引当金	△25,000	繰越利益剰余金	△59,012
その他	0	評価・換算差額等	5,644
		その他有価証券評価差額金	5,644
		純資産合計	1,783,917
資産合計	2,989,353	負債純資産合計	2,989,353

損 益 計 算 書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,137,238
売 上 原 価		2,957,648
売 上 総 利 益		1,179,589
販売費及び一般管理費		926,566
営 業 利 益		253,023
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,579	
受 取 配 当 金	308	
そ の 他	5,832	7,720
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,980	
貸 倒 繰 入 額	25,000	
そ の 他	707	30,688
経 常 利 益		230,055
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
有 価 証 券 評 価 損	8,599	
役 員 退 職 慰 労 金	5,000	13,599
税 引 前 当 期 純 利 益		216,455
法人税、住民税及び事業税	31,196	
法 人 税 等 調 整 額	15,073	46,269
当 期 純 利 益		170,186

株主資本等変動計算書

（自 2024年4月1日）
（至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
2024年4月1日 残 高	1,207,564	629,721	629,721	△229,198	△229,198	1,608,087
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益				170,186	170,186	170,186
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	170,186	170,186	170,186
2025年3月31日 残 高	1,207,564	629,721	629,721	△59,012	△59,012	1,778,273

（単位：千円）

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2024年4月1日 残 高	3,088	3,088	1,611,175
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			170,186
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	2,555	2,555	2,555
当 期 変 動 額 合 計	2,555	2,555	172,741
2025年3月31日 残 高	5,644	5,644	1,783,917

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない
株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純
資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により
算定）

市場価格のない
株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低
下に基づく簿価切下げの方法により算定）
ただし、ロット別管理するものはロット別移動平均法に
よる原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿
価切下げの方法により算定）

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に
基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低
下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

建物附属設備 建物の耐用年数に応じた償却年数とし、定額法を採用し
ております。ただし、2016年3月31日以前に取得したも
のは定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10年

レンタル資産
(リース資産を除く) レンタル契約期間もしくはレンタル投資回収期間を償却
年数とし、レンタル契約終了時もしくは稼働年数終了時
の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しており
ます。

その他の有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、広告運営用として
保有している資産については、定額法を採用しておりま
す。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～15年

リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の
取決めがある場合は、残価保証額）とする定額法を採用
しております。

- 無形固定資産
(リース資産を除く)
- (4) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金
- 賞与引当金
- (5) 収益及び費用の計上基準
- (6) ヘッジ会計の方法
- ヘッジ会計の方法
- ヘッジ手段と
ヘッジ対象
- ヘッジ方針
- ヘッジ有効性評価
の方法
- (7) のれんの償却方法及び償却期間
- のれんは、7年間で均等償却しております。
- 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。
- 主にデジタルサイネージ及び関連機器の販売及びデジタルサイネージ関連コンテンツの契約に基づくサービスの提供を行っております。履行義務に関しては、商品及び製品の納品と契約に基づくサービス提供であります。デジタルサイネージ及び関連機器の販売については、顧客が検収した時点で収益を認識しております。デジタルサイネージ関連コンテンツの契約に基づくサービスの提供については、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。取引に関する支払条件は、通常1年以内に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。
- 金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。
- ヘッジ手段：金利変動リスクについて金利スワップ取引を利用しております。
- ヘッジ対象：ヘッジ取引により金利変動が固定され、その変動が回避される資金調達取引を対象としております。
- 資金調達取引にかかる金利変動リスクに対して金利スワップにより特例処理の範囲内においてヘッジを行っております。
- 特例処理の要件を満たしており、有効性の評価を省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

①当事業年度末の計算書類に計上した金額

のれん 384,007千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備	8,265千円
車両運搬具	2,313千円
工具、器具及び備品	387,039千円
レンタル資産	167,784千円
リース資産	19,595千円
合計	<u>584,998千円</u>

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	295,359千円
短期金銭債務	4,391千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引（収入分）	8,139千円
営業取引（支出分）	1,540,104千円
営業取引以外の取引（収入分）	1,800千円

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	13,579千円
未払事業税	4,016千円
棚卸資産評価損	18,446千円
減価償却費償却限度超過額	675千円
繰越欠損金	57,938千円
出資金	3,058千円
ゴルフ会員権	1,229千円
投資有価証券	5,382千円
資産除去債務	829千円
減損損失	7,285千円
その他	8,302千円
繰延税金資産小計	120,744千円
評価性引当額	△120,744千円
繰延税金資産合計	<u> -千円</u>
繰延税金負債	
資産調整勘定	41,058千円
その他有価証券評価差額金	2,591千円
繰延税金負債合計	<u>43,650千円</u>
繰延税金負債純額	<u>43,650千円</u>

(2) 決算日後における法人税等の税率の変更

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が公布され、2026年4月1日以降に開始する事業年度から防衛特別法人税の課税が行われることとなりました。当社においては、2027年2月1日以降に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については法定実効税率が変更されます。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SS Lab. 株式会社	東京都 港区	6	卸売業	(所有) 直接 50%	当社が販 売する LED表示 機の調達	製品の 仕入	1,532,594	前渡金 買掛金	255,309 1,361
その他 の関係 会社の 子会社	株式会社 プロテラス	東京都 港区	40	卸売業	(所有) なし	システム 開発及び コンテ ンツ製作	製品の 仕入	87,521	買掛金	29,678
関係会 社	株式会社エク スポルト	東京都 港区	10	コンテ ンツ制 作	(所有) 直接 35%	事業所転 貸	受取家賃	1,800	—	—

(注)取引条件ないし取引条件の決定方針

仕入価格の決定方法は、経済合理性に基づき市場価格等を勘案して、価格交渉を行い決定しております。

7. 収益認識に関する注記

収益認識に関する注記は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	50円	78銭
1株当たり当期純利益	4円	84銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

アビックス株式会社

取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 吉村 智明

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 宇田川 和彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アビックス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アビックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

アビックス株式会社

取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 吉村 智明

指定社員

業務執行社員

公認会計士 宇田川 和彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アビックス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

アビックス株式会社 監査等委員会

監査等委員(議長)

山根 正 裕 ㊞

監査等委員

神田 泰 行 ㊞

監査等委員

田 原 之 恵 ㊞
(木佐木 之 恵)

(注) 監査等委員 山根 正裕、神田 泰行、田原 之恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

2025年5月31日付けをもって取締役桐原威憲氏が辞任され、また本総会の終結の時をもって取締役岩切敏晃氏が任期満了となりますので、改めて取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務遂行状況および業務等を評価した上で、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	岩切敏晃 (1963年10月16日生)	1986年4月 株式会社リクルート入社 1995年8月 株式会社コンテンツ（現株式会社テラスホールディングス）設立 代表取締役社長就任 2015年10月 株式会社プロテラス代表取締役社長就任 2021年11月 当社取締役兼営業本部本部長就任 2024年6月 当社代表取締役社長兼営業本部本部長就任（現任）	- 株
2	【新任】 中山紘太 (1980年7月20日生)	2003年3月 法政大学文学部卒業 2003年4月 日本ビジネスバンク株式会社（現レイス株式会社）入社 2005年5月 同社取締役就任 2006年3月 同社常務取締役就任 2008年8月 ヴァンテージマネジメント株式会社設立 代表取締役就任（現任）	- 株

(注1) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 中山紘太氏は社外取締役候補者であります。

(注3) 社外取締役候補者の選任理由について

中山紘太氏は、企業の取締役を務め、その卓越した手腕で多くの成果を上げてこられました。同氏が社長を務めるヴァンテージマネジメント株式会社は、webマーケティングのコンサルティング、AIツール開発、セールスDX等を提供しています。その経営に携わってこられた経験から、webマーケティングにおける事業戦略など多岐にわたる分野において豊富な経験と広い見識を有しております。同氏の豊富な経験と知見は、今後の当社グループの更なる成長のために必要であることから、社外取締役候補者いたしました。

(注4) 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外取締役候補者中山紘太氏については選任された場合、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失が無いときに限るものとする。

(注5) 役員等賠償責任保険契約の概要について

当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2025年8月更新の予定であります。本議案でお諮りする取締役候補者岩切晃氏については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、中山紘太氏については選任された場合、被保険者となる予定であります。

- ・被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料については、全額当社が負担しております。

- ・填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。本議案については監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	山根正裕 (1973年10月6日生)	1998年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2013年7月 山根公認会計士事務所開設 2014年6月 当社監査役就任 2023年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	- 株
2	神田泰行 (1978年6月24日生)	2007年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2007年12月 光和総合法律事務所アソシエイト弁護士 2012年1月 光和総合法律事務所パートナー弁護士 2019年6月 株式会社ウィンゴーテクノロジー社外監査役就任（現任） 2021年5月 至高法律事務所パートナー弁護士（現任） 2023年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） 2024年2月 株式会社アイリックコーポレーション監査役就任（現任） 2024年3月 株式会社ベクトル・ジャパン（現株式会社RitaX）取締役（監査等委員）就任（現任）	- 株
3	田原之恵 (1984年7月7日生)	2015年5月 有限責任監査法人トーマツ入社 2019年7月 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザーリー合同会社転籍 2022年8月 合同会社Kajiboshi設立 CEO就任（現任） 2023年2月 株式会社ネットスターズ社外監査役就任（現任） 2023年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） 2024年10月 株式会社SIGNATE監査役就任（現任）	- 株

(注1) 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 候補者全員は、社外取締役候補者であります。

(注3) 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由について

① 山根正裕氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として監査業務、会計・税務業務に従事し、これまでの専門的な知識と経験から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。また、これまで当社の社外監査役として公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をしていただくことを期待しております。なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

② 神田泰行氏につきましては、企業法務を中心とした弁護士経験を有し、他社の監査役を務めるなど、監督機能の強化に貢献することを期待し、社外取締役候補者と致しました。特に

コンプライアンス及びガバナンス面の強化が期待されます。同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

③ 田原之恵氏（旧姓：木佐木之恵氏）につきましては、監査法人にて培われた専門的な知識と豊富なご経験、ならびに会社経営に関する知見を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。取締役会においては、その知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことを期待しております。

(注4) 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外取締役候補者山根正裕氏、神田泰行氏、田原之恵氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失が無いときに限るものとする。

(注5) 役員等賠償責任保険契約の概要について

当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2025年8月更新の予定であります。本議案でお諮りする取締役各候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっております。

- ・被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料については、全額当社が負担しております。
- ・填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

(注6) 候補者山根正裕氏、神田泰行氏、田原之恵氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会最終結の時をもって2年となります。

以上

